

地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会
まちづくり分科会設置要領

（設置目的）

第1条 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会の円滑な運営を図るために
延伸協議会にまちづくり分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 沿線のまちづくりに関することについて
- (2) その他必要事項

（組織）

第3条 分科会は地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会委員の一部をもつて構成する。

- 2 分科会に属する委員は、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。
- 3 分科会には、本協議をするに当たって必要となる者をオブザーバーとして出席させることができる。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、委員長が指名する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議は委員長が招集する。

- 2 分科会長は協議事項の内容により、委員又はオブザーバー以外の者の出席を求めることができる。
- 3 分科会は、原則公開とする。

（事務局）

第6条 分科会の事務処理を行うために、さいたま市都市戦略本部東部地域・鉄道戦略部に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附則

この要領は平成29年8月1日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。